

岩手県告示第664号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年8月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年7月2日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 斉藤工業
  - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町上有住字新田182番地
  - ウ 代表者の氏名 斉藤信雄
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第6691号
- (3) 処分の内容 土工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年7月1日付けで土工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年7月14日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 株式会社たかしん興業
  - イ 主たる営業所の所在地 花巻市円万寺字下堰田18番地
  - ウ 代表者の氏名 高橋昭一
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第6919号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年7月7日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年7月13日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 山谷鉄工所
  - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市日頃市町字上宿20番地6
  - ウ 代表者の氏名 新沼里志
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7918号
- (3) 処分の内容 大工工事業、とび・土工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年6月30日付けで大工工事業、とび・土工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年7月10日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 宏陽ホーム株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市桜台二丁目18番1号
  - ウ 代表者の氏名 田淵一成
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8682号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般

建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月9日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成27年7月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 八重樫建装

イ 主たる営業所の所在地 北上市北鬼柳17地割52番地5

ウ 代表者の氏名 八重樫章三

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第8871号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月3日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成27年7月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大日建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳9地割25番地6

ウ 代表者の氏名 中村義人

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第9702号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年6月11日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成27年6月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 祥栄電気

イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼鰻森2番地81

ウ 代表者の氏名 主濱定則

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第20206号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年6月5日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成27年7月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社F Pホームサービス

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田中央二丁目8番13号

ウ 代表者の氏名 下河原勝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第20207号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年6月16日付けで建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成27年7月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 佐々新工業

イ 主たる営業所の所在地 遠野市青笹町青笹14地割34番地

ウ 代表者の氏名 佐々木新夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第40121号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。